

## 船舶事故調査報告書

平成22年8月26日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 山本 哲 也  
 委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成21年12月21日 04時51分ごろ
発生場所	大分県国東半島東方沖 杵築市臼石鼻灯台から真方位068° 9.5海里 (M) 付近 (概位 北緯33° 28.9′ 東経131° 52.1′)
事故調査の経過	平成22年1月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A コンテナ船 <sup>パース ブリッジ</sup> PERTH BRIDGE、13,245トン（パナマ籍） 9236341（IMO番号）、LOS HALILLOS SHIPPING CO., S.A. 161.85m×25.60m×12.90m、鋼 ディーゼル機関、14,440kW、2000年9月 B 漁船 <sup>かずよし</sup> 和吉丸、4.92トン YG3-41250（漁船登録番号）、個人所有 11.92m (Lr) × 2.45m × 0.77m、FRP ディーゼル機関、40kW、昭和52年6月17日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 30歳 外国免許 免許年月日 不明 免状交付年月日 不明 （有効期限 不明） 一等航海士A 男性 31歳 外国免許 免許年月日 不明 免状交付年月日 不明 （有効期限 不明） B 船長B 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年4月14日 免許証交付日 平成21年9月28日 （平成27年4月29日まで有効）
死傷者等	A なし B 負傷1人(船長B)
損傷	A 左舷船首部外板に擦過傷 B 右舷船体中央部に破口等
事故の経過	A船は、船長Aほか20人が乗り組み、一等航海士Aが船橋当直に就い

	<p>て、国東半島東岸沖を速吸瀬戸に向け、対地針路約153°、速力（対地速力、以下同じ。）約19.6ノット(kn)で航行中、平成21年12月21日04時51分ごろB船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、トロールに従事していることを示す灯火を表示し、約1.6knの速力で自動操舵によりえい網して南進中、04時40分ごろ船長Bが右舷後方を振り向いたところ、A船の両舷灯を視認したが、えい網中の自船を避けてくれるものと思い、そのままえい網を続けた。</p> <p>船長Bは、04時45分ごろ、船首のマストに設置してあった黄色回転灯を点灯し、揚網の準備に取り掛かった。</p> <p>船長Bは、操舵室から出て、右舷中央部で網の索具を引き寄せようとしたとき、右舷後方から至近に迫ったA船に気付いたが、どうすることもできず、04時51分ごろ、臼石鼻灯台から真方位068°9.5M付近において、A船の左舷船首部とB船の右舷中央部とが衝突した。</p> <p>B船は瞬時に転覆し、船長Bは船内に閉じ込められた。</p> <p>09時13分ごろ付近を航行した船舶から海上保安庁に事故の通報がされ、船長Bは、その後、船内から救助された。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ時々雪、風向 西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1m、潮汐 ほぼ低潮時</p> <p>特記事項：速吸瀬戸の潮流は南流の末期であった。</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、事故後、続航したが、海上保安庁から事故発生を知らされて油津港に入港し、その後大分港に回航した。</p> <p>B船のレーダーは、衝突予防援助装置が装備されていたが、事故発生前に降っていた雪がやんで視界が良くなったので、スタンバイ状態になっていた。</p> <p>船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船の漁具は、長さ約300mであった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="517 1308 815 1350">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="815 1308 1457 1350">A 不明、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1350 815 1393">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="815 1350 1457 1393">A 不明、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1393 815 1435">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="815 1393 1457 1435">A なし、B なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1435 815 1865">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="815 1435 1457 1865"> <p>A船は、夜間、国東半島東方沖において、えい網して漁ろうに従事中のB船の進路を避けずに航行を続けたものと考えられる。</p> <p>A船がB船の進路を避けなかったものと考えられるが、船長A及び一等航海士Aから口述を得られなかったことから、衝突の状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、えい網中であったことから、A船が避けてくれるものと思い、えい網を続けて南進していたものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	A 不明、B なし	船体・機関等の関与	A 不明、B なし	気象・海象の関与	A なし、B なし	判明した事項の解析	<p>A船は、夜間、国東半島東方沖において、えい網して漁ろうに従事中のB船の進路を避けずに航行を続けたものと考えられる。</p> <p>A船がB船の進路を避けなかったものと考えられるが、船長A及び一等航海士Aから口述を得られなかったことから、衝突の状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、えい網中であったことから、A船が避けてくれるものと思い、えい網を続けて南進していたものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	A 不明、B なし								
船体・機関等の関与	A 不明、B なし								
気象・海象の関与	A なし、B なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、夜間、国東半島東方沖において、えい網して漁ろうに従事中のB船の進路を避けずに航行を続けたものと考えられる。</p> <p>A船がB船の進路を避けなかったものと考えられるが、船長A及び一等航海士Aから口述を得られなかったことから、衝突の状況を明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、えい網中であったことから、A船が避けてくれるものと思い、えい網を続けて南進していたものと考えられる。</p>								
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、国東半島東方沖において、A船が南東進中、B船がえい網による漁ろうに従事して南進中、A船がB船の進路を避けずに航行を続けたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>								